

戸籍に氏名の振り仮名が記載されます

問 住民生活課 住民係 ③④番窓口 TEL 64-1102

これまで、氏名の振り仮名は戸籍の記載事項とされていませんでしたが、戸籍法の一部改正により、新たに氏名の振り仮名が戸籍に追加され、記載されることになりました。

戸籍に氏名の振り仮名が記載されるまでの流れ

本籍地の市区町村から、「戸籍に記載される振り仮名の通知書」が順次送付されます。

湯浅町に本籍がある方には令和7年7月下旬以降、順次送付する予定です。

戸籍に記載する予定のフリガナの通知が届きます

戸籍に記載される振り仮名の通知書

誤っている場合は
必ず届出をしてください

届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

本籍	〇〇県〇〇市〇〇12345番
【氏の振り仮名】	
氏	法 務
振り仮名	ホウム
氏の振り仮名の届出が可能な方	法務 太郎 様のみ

【名の振り仮名】

①	名	太 郎
	振り仮名	タロウ
②	名	京 子
	振り仮名	キョウコ
③	名	正
	振り仮名	タダシ
④	名	ゆり
	振り仮名	ユリ
①～④の方が個別に届出可能です。 (未成年者については、親権者からの届出も可能です。)		

正しい場合は、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されるから安心だよ！



通知書が届いたら、記載された氏名の振り仮名を必ず確認してください。

通知書の振り仮名が正しい場合

届出は不要です。

令和8年5月26日以降に通知書に記載された振り仮名が戸籍に記載されます。

通知書の振り仮名が誤っている場合

正しい振り仮名の届出をする必要があります。

詳しくは法務省ホームページをご覧ください。▶



戸籍振り仮名に関するお問い合わせはコールセンターをご利用ください。

TEL 0570-05-0310

期間 令和8年5月26日⑩まで 8時30分～17時15分

※土曜、日曜、祝日、年末年始(12月30日⑩～令和8年1月3日⑩)は除く。

地震災害時の安全な避難のために！ ブロック塀等耐震対策事業

補助率1/2
補助額は
最大10万円

ブロック塀等の撤去と改善に要する
工事費及び工事に伴う諸経費が対象

ご自宅や持ち家のブロック塀等の改修をご希望の方は、まずはご連絡ください。

問 総務課 地域防災係 ⑩番窓口 TEL 64-1108